

府 港 第 5 8 8 1 号

令 和 0 4 年 0 3 月 2 3 日

国土交通大臣 殿

大阪府知事

社会資本総合整備計画の変更について

令和03年11月25日 付け 府港第4245号 で提出した、社会資本総合
整備計画について、別添のとおり変更するので提出する。

社会資本総合整備計画 防災・安全交付金

令和04年03月23日

計画の名称	既存施設の機能確保及び長寿命化対策の推進（第2期）（防災・安全）緊急対策												
計画の期間	平成31年度 ~ 令和03年度（3年間）								重点配分対象の該当	○			
交付対象	大阪府												
計画の目標	・海岸保全施設の機能が確保されていない又は機能が低下している箇所に対して整備を行い、府民の生命と財産を防護する。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	823	A	823	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (R1当初)	中間目標値 (R2末)	最終目標値 (R3末)
1	海岸保全施設の機能が確保されていない又は機能が低下している施設について、所定の機能を発揮できるように改良することによって、浸水被害想定面積を311haから0haに減少させる。 機能が確保されていない又は機能が低下している海岸保全施設において、越波や破堤が起こることにより発生する津波・高潮被害等により、浸水被害が想定される面積の減少	311ha	311ha	0ha

備考等	個別施設計画を含む	○	国土強靱化を含む	○	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-	流域水循環計画を含む	-	地域再生計画を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---

A 基幹事業																					
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況		
												H31	R02	R03	R04	R05					
		一体的に実施することにより期待される効果																			
		備考																			
海岸事業	A09-001	海岸	一般	大阪府	直接	大阪府	老朽化	水国	泉州海岸堤防等老朽化対策緊急事業	離岸堤老朽化対策 N=1基、 水門(更新)N=1基	貝塚市、阪南市						225		策定済		
	A09-002	海岸	一般	大阪府	直接	大阪府	老朽化	港湾	深日港海岸外堤防等老朽化対策緊急事業	排水機場等老朽化対策 N=3 基、水門(改良)N=1基	堺市、貝塚市、 阪南市、岬町						394		策定済		
	A09-003	海岸	一般	大阪府	直接	大阪府	老朽化	港湾	阪南港海岸外堤防等老朽化対策緊急事業	長寿命化計画の変更、樋門老朽化対策N=2基、排水機場(更新)N=3基、水門(更新)N=1基	堺,泉大津,忠岡, 岸和田,貝塚, 阪南,岬 各市 町						204		策定済		
											小計						823				
											合計						823				

交付金の執行状況

(単位：百万円)

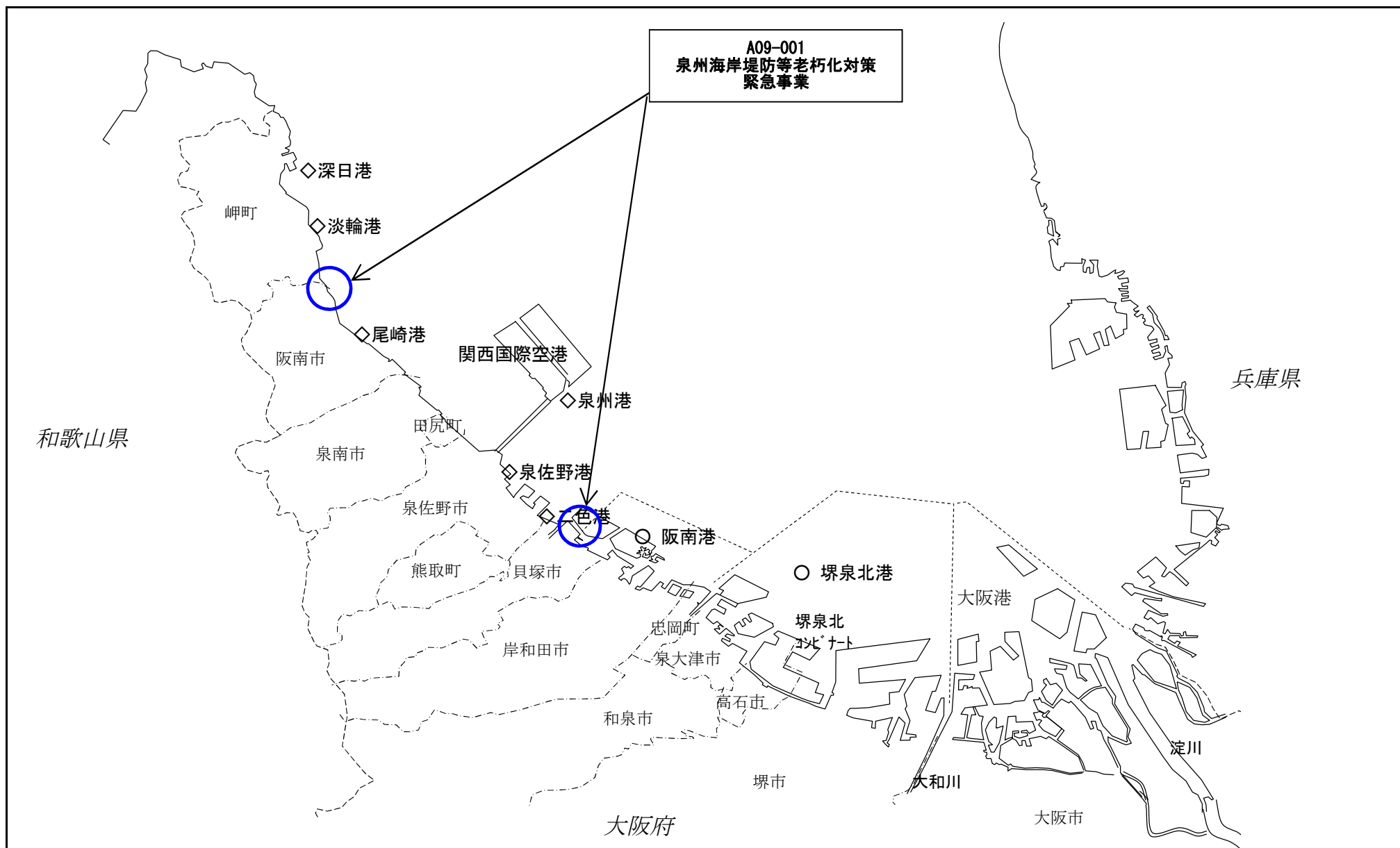
	H31	R02			
配分額 (a)	0	116			
計画別流用増 減額 (b)	10	0			
交付額 (c=a+b)	10	116			
前年度からの繰越額 (d)	0	0			
支払済額 (e)	10	43			
翌年度繰越額 (f)	0	73			
うち未契約繰越額(g)	0	67			
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0			
未契約繰越率+不用率 (i = (g+h)/(c+d))%	0	57.75			
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由		令和2年度補正			

事前評価チェックシート

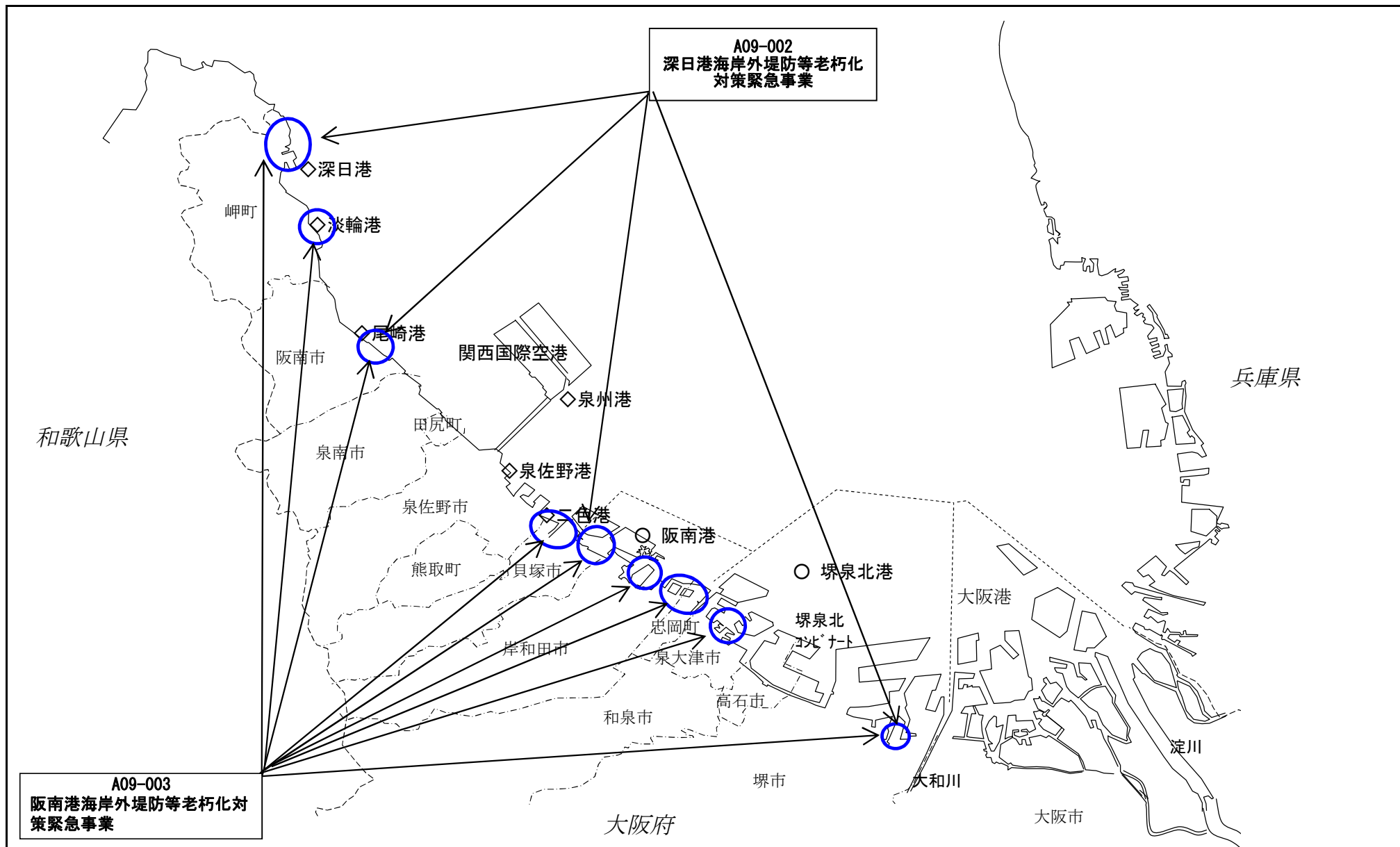
計画の名称： 既存施設の機能確保及び長寿命化対策の推進（第2期）（防災・安全）緊急対策

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 基本方針・上位計画等との適合等 1) 基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 基本方針・上位計画等との適合等 2) 上位計画等と整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係 1) 広域的特定活動により、目標達成の可能性が高い。	
I. 目標の妥当性 目標と広域的特定活動及び拠点施設との関係 2) 広域的特定活動の拠点としての拠点施設の位置づけが妥当である。	
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 1) 目標と指標・数値目標の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 2) 指標・数値目標と事業内容の整合性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 3) 指標・数値目標が分かりやすいものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 4) 拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業の一体性が確保されている。	○
II. 計画の効果・効率性 目標と事業内容の整合性等 5) 地域資源の活用はハードとソフトの連携等を図る計画である。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 1) 十分な事業効果が確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の効果 2) 他の事業との連携等による相乗効果・波及効果が得られるものとなっている。	○
III. 計画の実現可能性 計画の具体性 1) 拠点施設で広域的特定活動が実施される見込みが高い。	
III. 計画の実現可能性 計画の具体性 2) 拠点施設整備を新たに行う場合、その蓋然性が高い。	
III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 1) 民間事業者等の多様な主体との連携が図られている。	○
III. 計画の実現可能性 円滑な事業執行の環境 2) 事業実施のための環境整備が図られている。	○

(参考図面) 社会資本整備総合交付金 (水管理・国土保全局所管) 箇所図 (大阪府)



(参考図面) 社会資本整備総合交付金 (港湾局所管) 箇所図 (大阪府)



(別記様式第2号)

海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画総括表

都道府県名	大阪府	海岸管理者名	大阪府	計画期間	令和1年度～令和3年度
-------	-----	--------	-----	------	-------------

海岸名	実施内容等	総事業費 (千円)	実施予定 期 間	備 考
泉州海岸 箱作淡輪地区 A09-001	離岸堤 消波ブロック補修 1式	205,000	R1~R3	
	小計	205,000		
泉州海岸 脇の浜地区 A09-001	見落川水門 更新 1基	20,000	R3	
	小計	20,000		
計		225,000		

- 備考) 1 事業を実施する海岸は、海岸の整備の必要を記すこと。
2 事業の内容等は、事業実施の必要を記すこと。
3 事業費は、事業実施の必要を記すこと。
4 備考欄には、事業実施の必要を記すこと。
- と。号により海岸毎の事業計画書を作成すること。
3すること。
こと。

(別記様式第2号)

都道府県名	大阪府	海岸管理者名	大阪府	計画期間	令和2年度～令和3年度
-------	-----	--------	-----	------	-------------

海岸名	実施内容等	総事業費 (千円)	実施予定 期 間	備 考
深日港海岸外 A09-002	排水機場等老朽化対策(北境川排水 機場、車屋川排水機場、谷川港排水 施設) 3基	344,000	R2~R3	
	水門 改良(堅川水門) 1基	50,000	R2~R3	
	計	394,000		
阪南港海岸外 A09-003	樋門設備更新(阪南No.1、岬No.92) 2基	55,000	R2~R3	
	排水機場更新(新川排水機場、 車屋川排水機場、谷川港排水施 設) 3基	53,000	R2~R3	
	水門 更新(北境川水門) 1基	22,000	R2~R3	
	計	130,000		
合 計		749,000		

- 備考)
- 1 事業を実施する海岸は、すべて記載すること。3号により海岸毎の事業計画書を作成すること。
 - 2 なお、実施内容等欄には、整備内容を簡潔に記載すること。
 - 3 総事業費欄には、海岸毎の小計も記載すること。
 - 4 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

(別記様式第3号)

泉州海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所管名	水管理・国土保全局	海岸管理者名	大阪府知事			
沿岸名	事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合(%)			
大阪湾	阪南市地先外		昭和49年4月12日告示		国 50	都道府県 50	市町村	その他
海岸の概要		被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標					
当地区は、岬町と阪南市の境界を跨ぐ延長2,304mの区域にして、その大半は海水浴場となっている。防潮堤の前面は海浜地が多く、背後に民家は少なく殆どが田畑、雑種地等である。また区域内の中間部に田山川が流れており海水は清い。 一方、当地区の海岸保全施設は老朽化が進行しており、津波や高潮発生時に信頼性、安定性が確保されていない状態である。現在の施設の状況を放置していると、緊急時に正常な効果を発揮できず、背後地への浸水被害が発生する恐れがある。		室戸台風(S9) ジェーン台風(S25) 第2室戸台風(S36)	海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標		
			2,304	51	3	海岸保全施設の老朽化への早急な対応と、予防保全の観点に立った適切な維持・修繕を実施する。		
事業の概要		計画における位置付け						
離岸堤 消波ブロック補修		地域防災計画等における当事業の位置付け						
老朽化対策の基本的な考え方		施設管理の現状						
老朽度を再点検し、補強・改良策を講じて防災機能の向上を図る。「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」		年1回の定期点検及び毎月の日常点検を実施し、必要に応じた補修を実施						
		維持管理の基本的な考え方						
		適切な点検・補修を実施しているが、老朽化が著しく機能低下の恐れがあるときは、改良工事を実施する。						
計画の内訳	実施予定期間	令和1年度～令和3年度						
	施設名等	整備内容	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性			
	離岸堤	消波ブロック補修 1式	205,000千円	令和1年度～令和3年度	老朽化により、機能低下の恐れがある			
	合計		205,000千円					
関係機関との連携		特になし						
その他参考となる事項		特になし						

※印：海岸延長とは、当事業により機能確保された海岸線延長とする。

泉州海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所管名	水管理・国土保全局	海岸管理者名	大阪府知事		
沿岸名	事業施行場所		海岸保全区域指定		財源負担割合 (%)		
大阪湾	貝塚市脇浜町 (脇の浜地区)		昭和63年6月6日告示 (尾崎地区)		国 50	都道府県 50	市町村 その他
海岸の概要	<p>当地区は、大阪府貝塚市の西南部に位置し、大阪湾に面する海岸であり、見落川河口部から二色港に至る区域である。見落川左岸から近木川右岸付近までは、二色の浜環境整備事業として公有水面を埋立てた二色の浜パークタウン(阪南5区)がある。</p> <p>また、近木川左岸から二色港付近までの海浜地は、潮干狩、海水浴場等に利用され、一年を通じて府民の憩いの場となっている。</p> <p>一方、見落川水門は、適切な点検・補修を実施しているが、現地調査を実施した結果、老朽化により機能低下の恐れがある。現在の施設老朽化の状況を放置していると、緊急時に正常な機能を発揮できず、背後地への浸水被害が発生する恐れがある。</p>		被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
			室戸台風 (S9) ジェーン台風 (S25) 第2室戸台風 (S36)	海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標
		4,511	4,070	60	海岸保全施設の老朽化への早急な対応と、予防保全の観点に立った適切な維持・修繕を実施する。		
事業の概要	見落川水門 機械設備更新		計画における位置付け		地域防災計画等における当事業の位置付け		
老朽化対策の基本的な考え方	老朽度を再点検し、補強・改良策を講じて防災機能の向上を図る。「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」		施設管理の現状		年1回の定期点検及び毎月の日常点検を実施し、必要に応じた補修を実施		
			維持管理の基本的な考え方		適切な点検・補修を実施しているが、老朽化が著しく機能低下の恐れがあるときは、改良工事を実施する。		
計画の内訳	実施予定期間	令和3年度					
	施設名等	整備内容	事業費 (千円)	整備予定期間	整備の必要性		
	見落川水門	機械設備更新 1基	20,000千円	令和3年度	老朽化により、機能低下の恐れがある		
	合計		20,000千円				
関係機関との連携	特になし						
その他参考となる事項	特になし						

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

阪南港海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所管名	港湾局	海岸管理者名	大阪府知事								
沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定	財源負担割合 (%)								
大阪湾	貝塚市堀町、新堀町地内（貝塚地区）			昭和57年12月27日告示	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">国</td> <td style="width: 25%;">都道府県</td> <td style="width: 25%;">市町村</td> <td style="width: 25%;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	国	都道府県	市町村	その他	50	50		
国	都道府県	市町村	その他										
50	50												
海岸の概要	<p>当地区は、津田川左岸河口から貝塚市北境川右岸の間に位置する地域であり、貝塚港は昭和33年より建設に着手、昭和40年までに現有施設を完成している。</p> <p>一方、北境川水門及び北境川排水機場は、適切な点検・補修を実施しているが、現地調査を実施した結果、老朽化により機能低下のおそれがある。現在の施設老朽化の状況を放置していると、緊急時に正常な効果を発揮できず、背後地への浸水被害が発生する恐れがある。</p>			被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標								
				室戸台風 (S9) ジェーン台風 (S25) 第2室戸台風 (S36)	海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標					
		2,539	3,445	51	海岸保全施設の老朽化への早急な対応と、予防保全の観点に立った適切な維持・修繕を実施する。								
事業の概要	北境川水門 機械設備更新 北境川排水機場 電気設備改良			計画における位置付け	地域防災計画等における当事業の位置付け								
老朽化対策の基本的な考え方				施設管理の現状									
老朽度を再点検し、補強・改良策を講じて防災機能の向上を図る。「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」				年1回の定期点検及び毎月の日常点検を実施し、必要に応じた補修を実施	維持管理の基本的な考え方								
				適切な点検・補修を実施しているが、老朽化が著しく機能低下の恐れがあるときは、改良工事を実施する。									
計画の内訳	実施予定期間	令和2年度～令和3年度											
	施設名等	整備内容	事業費 (千円)	整備予定期間	整備の必要性								
	北境川水門	機械設備更新 1基	22,000 千円	令和2年度～令和3年度	老朽化により、機能低下の恐れがある								
	北境川排水機場	電気設備改良 1式	196,000 千円	令和2年度～令和3年度	老朽化により、機能低下の恐れがある								
	合計		218,000 千円										
関係機関との連携	特になし												
その他参考となる事項	特になし												

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

深日港海岸外 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所管名	港湾局	海岸管理者名	大阪府知事					
沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定			財源負担割合 (%)			
大阪湾	阪南市尾崎地内 (尾崎地区) 岬町多奈川谷川地内 (谷川東地区) (谷川地区)			昭和42年12月6日告示 (尾崎地区) 昭和39年6月17日告示 (谷川東地区) 昭和48年11月9日告示 (谷川地区)			国 50	都道府県 50	市町村	その他
海岸の概要	<p>尾崎地区は、防潮堤前面に数カ所の防波堤が築造されたため、海浜地がかなり多く、また今後の台風に伴い昭和45年～47年にかけて堤防補強工事で防波堤の嵩上O.P.+6m、また消波工等も行われた。また背後には民家が密集している。</p> <p>谷川地区、谷川東地区は、掘り込み式の静穏な港を囲う区域で、背後は民家が密集し、隣地には大阪府水産試験場等があり、昭和51年度工事で港の入口に水門及び排水施設等が建設された。</p> <p>一方、谷川港排水施設及び阪南No1樋門、岬No.92樋門は適切な点検・補修を実施しているが、老朽化により機能低下の恐れがある状況である。現在の施設老朽化の状況を放置していると、緊急時に正常な機能を発揮できず、背後地への浸水被害が発生する恐れあり。</p>			被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標					
				室戸台風 (S9) ジェーン台風 (S25) 第2室戸台風 (S36)	海岸延長 ※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標		
		2,718	1,610	8	海岸保全施設の老朽化への早急な対応と、予防保全の観点に立った適切な維持・修繕を実施する。					
事業の概要	谷川港排水施設 電気設備改良および機械設備更新 車屋川排水機場 電気設備改良および機械設備更新 阪南No.1樋門 設備更新、岬 No.92樋門 設備更新、			計画における位置付け	地域防災計画等における当事業の位置付け					
老朽化対策の基本的な考え方				施設管理の現状	年1回の定期点検及び毎月の日常点検を実施し、必要に応じた補修を実施					
老朽度を再点検し、補強・改良策を講じて防災機能の向上を図る。「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」				維持管理の基本的な考え方	適切な点検・補修を実施しているが、老朽化が著しく機能低下の恐れがあるときは、改良工事を実施する。					
計画の内訳	実施予定期間	令和2年度～令和3年度								
	施設名等	整備内容			事業費 (千円)	整備予定期間		整備の必要性		
	谷川港排水施設	電気設備改良 1式			138,000千円	令和2年度～令和3年度		老朽化により、機能低下の恐れがある		
	谷川港排水施設	機械設備更新 1式			12,000千円	令和2年度～令和3年度		老朽化により、機能低下の恐れがある		
	車屋川排水機場	電気設備改良 1式			10,000千円	令和2年度～令和3年度		老朽化により、機能低下の恐れがある		
	車屋川排水機場	機械設備更新 1式			11,000千円	令和2年度～令和3年度		老朽化により、機能低下の恐れがある		
	阪南 No.1、岬 No.92 樋門	設備更新 1基			55,000千円	令和2年度～令和3年度		老朽化により、機能低下の恐れがある		
合計				226,000千円						
関係機関との連携	特になし									
その他参考となる事項	特になし									

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

堺泉北港海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所管名	港湾局	海岸管理者名	大阪府知事			
沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定		財源負担割合 (%)		
大阪湾	堺市大浜北町3丁地先(堺旧港地区)			昭和36年9月20日告示(尾崎地区)		国 50	都道府県 50	市町村 その他
海岸の概要	<p>当地区は、海岸堤防及び護岸地域を隔てて海運業諸施設、土建業施設、一般住居地域及び道路に接し、一部に護岸、大部分に海岸堤防を築造し、堅川には水門を設置してあり、堤外は一部に港湾施設を設けた外は水域で、突堤2箇所を築造してあり、潮流風浪による浸蝕のおそれなく、完全に保全されている。一方、堅川水門は老朽化が進行しており、津波や高潮発生時に信頼性、安定性が確保されていない状態である。現在の施設の状態を放置していると、緊急時に正常な効果を発揮できず、背後地への浸水被害が発生する恐れがある。</p>			被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標			
				室戸台風(S9) ジェーン台風(S25) 第2室戸台風(S36)	海岸延長※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標
		2,306	11,900	40	海岸保全施設の老朽化への早急な対応と、予防保全の観点に立った適切な維持・修繕を実施する。			
事業の概要	堅川水門 電気設備改良			計画における位置付け	地域防災計画等における当事業の位置付け			
老朽化対策の基本的な考え方	老朽度を再点検し、補強・改良策を講じて防災機能の向上を図る。「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」			施設管理の現状	年1回の定期点検及び毎月の日常点検を実施し、必要に応じた補修を実施			
				維持管理の基本的な考え方	適切な点検・補修を実施しているが、老朽化が著しく機能低下の恐れがあるときは、改良工事を実施する。			
計画の内訳	実施予定期間	令和2年度～令和3年度						
	施設名等	整備内容	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性			
	堅川水門	電気設備改良 1基	50,000千円	令和2年度～令和3年度	老朽化により、機能低下の恐れがある			
	合計		50,000千円					
関係機関との連携	特になし							
その他参考となる事項	特になし							

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。

堺泉北港海岸 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 事業計画書

都道府県名	大阪府	所管名	港湾局	海岸管理者名	大阪府知事		
沿岸名	事業施行場所			海岸保全区域指定	財源負担割合 (%)		
大阪湾	泉大津市菅原町地内 (泉大津地区)			平成4年2月19日告示	国 50	都道府県 50	市町村 その他
海岸の概要	当地区の海岸堤防の内側は、一般住宅、工場地域に接し、全区域にわたり海岸堤防を築造し、新川には水門を設置しており、堤防と通路等の交点には鉄扉が設置されている。一方、新川排水機場は適切な点検・補修を実施しているが、老朽化により機能低下の恐れがある状況である。現在の施設老朽化の状況を放置していると、緊急時に正常な効果を発揮できず、背後地への浸水被害が発生する恐れがある。			被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標		
				室戸台風 (S9) ジェーン台風 (S25) 第2室戸台風 (S36)	海岸延長※ (m) 1,688	防護人口 (人) 5,414	防護面積 (ha) 149
事業の概要	新川排水機場 機械設備更新			計画における位置付け	地域防災計画等における当事業の位置付け		
老朽化対策の基本的な考え方	老朽度を再点検し、補強・改良策を講じて防災機能の向上を図る。「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」			施設管理の現状	年1回の定期点検及び毎月の日常点検を実施し、必要に応じた補修を実施		
				維持管理の基本的な考え方	適切な点検・補修を実施しているが、老朽化が著しく機能低下の恐れがあるときは、改良工事を実施する。		
計画の内訳	実施予定期間	令和2年度～令和3年度					
	施設名等	整備内容	事業費 (千円)	整備予定期間	整備の必要性		
	新川排水機場	機械設備更新 1基	30,000千円	令和2年度～令和3年度	老朽化により、機能低下の恐れがある		
	合計		30,000千円				
関係機関との連携	特になし						
その他参考となる事項	特になし						

※印：海岸延長とは、当該事業により機能確保された海岸線延長とする。